

平成30年度税財政等に関する提案(案)

(H29.7月提言からの主な変更点及び重要な論点)

平成29年10月4日

全国知事会 地方税財政常任委員会

I 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

地方創生は地方版総合戦略の策定段階から、本格的な事業展開の段階に入っているなかで、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2) 地方創生推進交付金の拡充及び弾力的な運用等

地方創生が事業展開の段階に入っているなかで、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があること、交付金に対する地方の期待が極めて高いことなどから、「地方創生拠点整備交付金」の弾力的な運用を図ること等により、施設整備事業の需要に適切に配慮するとともに、平成29年度当初予算において国費ベースで前年度と同額の1,000億円が計上された、また、平成30年度の概算要求において当初予算を上回る1,070億円が盛り込まれた「地方創生推進交付金」については、しっかりとその総額を確保すべきである。その際、交付額上限の目安の撤廃など、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的な運用を図るべきである。

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

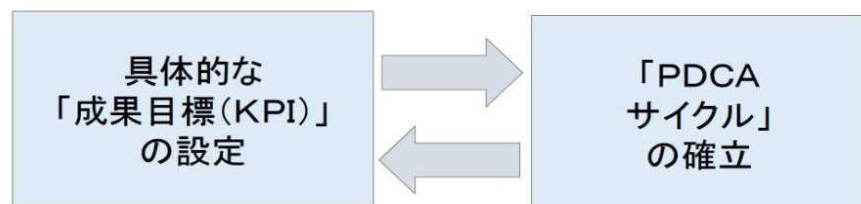
30年度概算要求額 1,070億円【うち優先課題推進枠170億円】

（29年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

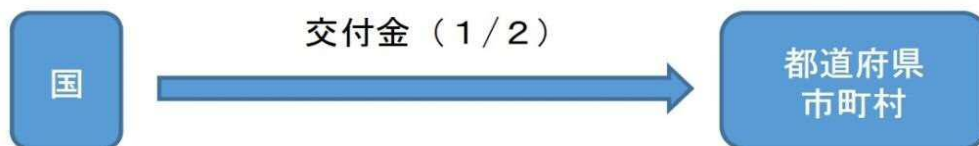
③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生を深化させ、地方の平均所得の向上を実現します。

I 地方創生の推進（続き）

2 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

今後、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における諸控除のあり方をはじめ、三世代同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。なお、平成29年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、確実に全額国費で補填すべきである。

さらに、少子化対策の抜本強化に向け、幼児教育・保育料無償化、不妊治療への支援の拡充、無利子奨学金の充実、給付型奨学金の拡充、多様な保育サービスの拡充、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算規模の**大幅**拡充と運用の弾力化や、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保など、子育て支援の充実を図るべきである。

特に、政府は本年6月に「子育て安心プラン」を策定し、待機児童解消に必要な保育の受け皿を整備するとともに、保育の人材確保等の支援施策を実施するとされているが、その費用については、国の責任において安定財源を確保すべきである。

併せて、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭への支援策の拡充や給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化と運用の弾力化など、子どもの貧困対策の更なる充実・強化を図るべきである。

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

我が国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

(略)

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されている(いわゆる「103万円の壁」)。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかと懸念される。

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円(給与所得のみの場合、給与収入150万円)に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収(144万円)を上回るものである。

こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税込中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

(略)

I 地方創生の推進（続き）

2 人口減少対策等に資する新たな税財政措置（続き）

東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」について、平成29年度税制改正では、オフィス減税における税額控除率の現行水準を縮減せずに維持する対応がとられるなど、地方創生の推進に資する税制の充実が図られたところである。

「地方拠点強化税制」については、平成29年度末をもって適用期限が到来することになっているが、平成27年度の制度創設以来、地方での本社機能の移転や拡充、地方における雇用の創出や転入も進んできており、平成28年度・平成29年度と制度の充実が図られてきたなかで、今後、さらに、事業者に対する周知・情報提供等により企業の本制度に対する認識や地方移転等に関する動きも本格化してくることが期待される。このような状況を踏まえ、東京一極集中を是正し、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、制度の継続は当然行うべきである。加えて、これまでの実績や効果等を踏まえ、支援対象となる施設の追加、「地域再生計画」において設定する支援対象区域の拡大、「施設整備計画」の認定要件となる常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、雇用促進税制における質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の更なる拡充、本税制が適用されない圏域について現行の適用地域と支援内容に差を設けた措置を講ずることの検討など、より実効性のある制度となるような制度の更なる拡充のほか、人材・人手の確保やイノベーション環境の整備など企業の立地環境の向上に資する取組みへの財政支援なども含めた企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住の促進など、地方への人の流れをつくるための税財政制度について幅広く検討すべきである。

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る

1 制度全体の拡充

項目	現行	拡充案
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定要件の緩和	移転先施設等で従業者数が 10人(中小5人) 以上増加	移転先施設等で従業者数が 5人(中小2人) 以上増加
雇用促進税制の適用要件の緩和	単年度において全事業所の雇用者数が 5人(中小2人) 以上増加	<p>現行の要件又は税制適用期間において、移転先の特定業務施設の雇用者が5人(中小2人)以上増加</p> <p>かつ</p> <p>単年度において全事業所の雇用者数が1人以上増加</p>
雇用促進税制の適用人数の緩和	全事業所の雇用者増加数が上限	支援対象地域 の全事業所の雇用者増加数が上限
支援対象施設の拡充	本社機能 (事務所、研究所、研修所)のみ	先端工場、物流拠点、職員住宅等 を追加

2 移転事業の拡充

項目	現行	拡充案
対象区域の緩和	道府県内の一部に限定	対象区域の 限定を廃止
移転先施設の従業者増加数の緩和	移転先施設の従業者数の 過半数 が東京23区からの転勤者	移転先施設の従業者数の 1/4 が東京23区からの転勤者
支援対象外区域の見直し	首都圏、 中京圏、近畿圏	首都圏のみ (中京圏、近畿圏 を支援対象外から除外)

I 地方創生の推進（続き）

3 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

（略）また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」においては、「東京23区の大学の学部・学科の新増設を抑制することとし、具体的には、大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする」とされるとともに、「地方大学が、産学官連携の下、地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成等の振興計画であって、「地方版総合戦略」に位置付けられたものを策定する場合、モデルとなる先進的な取組については、有識者の評価を経て、当該取組に対して重点的に支援する」とされたところである。

依然として続く東京一極集中を是正するためには、個々の地方団体の取組みだけでは限界があることから、地方大学の振興及び東京23区の大学の定員増の抑制に関する施策について、立法措置により制度化を図るべきである。

さらに、地方を担う多様な人材の育成や産学官連携による地域の中核的な産業振興を促進するため、地方大学が地方団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の拡充と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組む優れたプロジェクトやそのための施設整備等に対して、平成30年度の概算要求において、「地方大学・地域産業創生交付金」（120億円、国3/4）の創設が盛り込まれたところであるが、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、国による高率の財政支援制度である当該交付金については確実に制度化することをはじめ、財政需要に対して適切な配慮がなされるべきである。

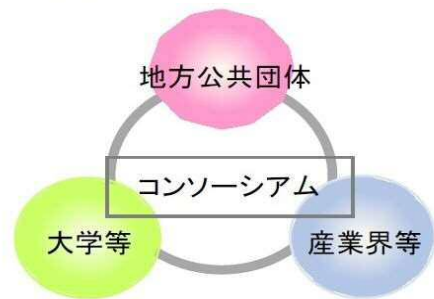
地方大学・地域産業創生交付金の創設（内閣府地方創生推進事務局）

30年度概算要求額 内閣府及び文部科学省合計 **120億円**【うち優先課題推進枠70億円】
（新規）

（文部科学省の事業分20億円（拡充）を含む）

事業概要・目的

- 地方創生の実現に向け、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが求められています。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携の推進体制（コンソーシアム）を構築し、地域の中核的な産業の振興やその専門人材育成などを行う地方創生の優れた取組を、新たな交付金により支援します。
- 地方大学振興方策と東京の大学の定員抑制等をセットで講ずることにより、東京一極集中の是正を目指します。



- ・組織レベルでの産官学連携の推進体制構築
- ・地方公共団体・地方大学・産業界等の役割の明確化、取組の強化
- ・地域の専門人材育成・産業振興計画の策定

→ 地方創生に資する
大学改革を促進

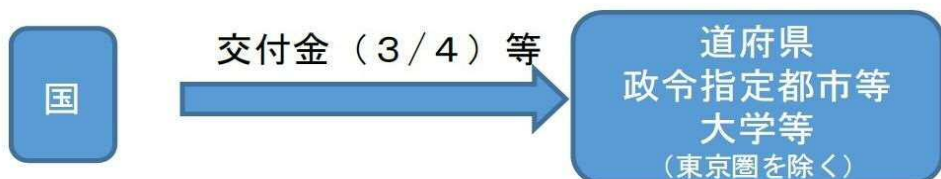
事業イメージ・具体例

- 国が策定する専門人材育成、産業振興等に係る基本方針を踏まえ、首長主宰の産官学連携推進体制（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）において、地域の専門人材育成・産業振興計画を策定。
- 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者による委員会から優れた事業として認定を受けたものについて、新たな交付金により支援。
（本交付金は、内閣府と文部科学省が共同で執行）
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。

【具体例】

- ・産官学コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等にかかる専門人材育成・研究開発
- ・理工系の国公立大学が同一キャンパスに集積し、介護ロボット等にかかる専門人材育成・共同研究

資金の流れ



期待される効果

- 地域の組織レベルでの産官学連携の推進体制の構築により、地域の専門人材育成、産業振興等の取組を推進します。
- 地方創生に資する大学改革の促進により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

I 地方創生の推進（続き）

4 人材投資及び幼児教育・保育の早期無償化等への対応

骨太の方針では、「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革のあり方についても早急に検討を進める」とこととされ、また、「幼児教育について財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされたところである。

今後、幼児教育・保育の早期無償化等の検討や幼児教育無償化の段階的推進など教育費の更なる負担軽減の取組みを進めるにあたっては、国の責任において、地方負担分も含め安定財源をしっかりと確保すべきである。

I 地方創生の推進（続き）

5 ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされている。そのため、本年4月に総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合等を含む返礼品のあり方が示され、制度の趣旨に反するような返礼品については、見直し要請等も行われたところである。

今後、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくためにも、引き続き、制度本来の趣旨、経済的利益の無償の供与であることを前提にふるさと納税に係る寄附金に通常の寄附金控除に加えて特別控除が適用される仕組みであること等を踏まえ、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものの返礼品を送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知も踏まえつつ節度ある運用とすべきである。

また、平成28年度税制改正において創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるが、引き続き、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、モラルハザードにならないようにするとともに、地方の自主性と主体性を尊重し、弾力的に運用するなど実効性のある制度運用に努めるべきである。

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

(平成29年4月1日付総税市第28号 総務大臣より各都道府県知事あて)(抜粋)

第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

(3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

第3 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、

第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

I 地方創生の推進（続き）

6 魅力あふれる地域づくりのための税財源措置

(2) 観光客増加と更なる観光客誘致への対応のための新たな税財源措置

国においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とし、日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とする目標の達成等により観光先進国を目指すこととしている。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、訪日外国人旅行者数の大幅な増加も見込まれるところである。

このような状況を踏まえ、政府の方針である観光立国の推進に地方としても対応していくとともに、観光を地方創生につなげていくためには、観光客の地方への訪問の増加を図ることが必要であり、それに伴い、地方団体が提供する様々な公共サービスや国内外の観光客の受入れに向けた環境整備など新たな行政需要が発生していることから、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源を確保する必要があり、全国知事会においても後述（Ⅲ 6 参照）のとおり、その実現に向け幅広く検討を行い、今後さらに検討を深めていくこととしているが、国においてもこうした動きに対して支援していただきたい。

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

6 新たな地方税源に向けた全国知事会としての取組み

地方への観光客増加と更なる観光客誘致への対応については、地方団体が提供する様々な公共サービスや国内外の観光客の受入れに向けた環境整備等の財政需要に係る財源を確保するため、新たな地方税として宿泊行為に対する課税を法定化することについて、引き続き幅広く検討を深めていく必要がある。また、国では、平成29年6月9日に閣議決定された「**未来投資戦略2017**」において、次世代の観光立国実現に向けて「**今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う**」こととし、「**検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す**」方針であること等を踏まえ、平成30年度の税制改正要望において、国の財源の確保策について、**受益と負担の適正なあり方や訪日旅行需要への影響を勘案しつつ、諸外国の取組みも参考に検討を行うべき旨の要望が盛り込まれたところであり、今後、OECD諸国に例があるように仮に到着・出発時や航空旅行に対して国税を課税する仕組みを構築する際には、その税収の一定割合を地方譲与税として地方団体に配分することなどについても、引き続き幅広く検討を深めていく必要がある。**

これらの検討にあたっては、新たな税源の創設に向けて関係者の十分な理解を得るべく、地方における観光資源等の魅力向上が観光客・宿泊客のさらなる増加等につながるといった好循環が図られるよう十分留意する必要がある。

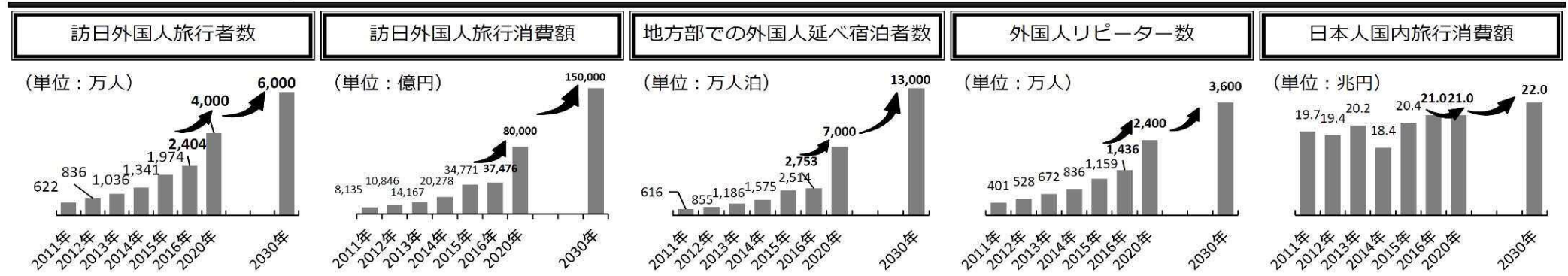
次世代の観光立国実現のための財源の検討

「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標の達成に向け、3つの視点・10の改革のもと、観光施策を実施してきているところ、今後さらに増加する観光需要に対して、高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源を確保するため、所要の措置を検討する。

施策の背景

「明日の日本を支える観光ビジョン」* 目標値

* 平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定(議長:内閣総理大臣)



「明日の日本を支える観光ビジョン」の「3つの視点」と「10の改革」

諸外国の取組

- | | | |
|---|---|--|
| <p>視点1
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放 ■「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ ■「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ ■おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ | <p>視点2
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に</p> <ul style="list-style-type: none"> ■古い規制を見直し、生産性を大切に観光産業へ ■あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現 ■疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化 | <p>視点3
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現 ■「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現 ■「働きたかた」と「休みたかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現 |
|---|---|--|

諸外国では、出入国、航空旅行の際に外国人旅行者や出発・出国旅客から租税、手数料を徴収している例がみられる。

<p>電子渡航認証制度 (ESTA) に基づく申請手数料: (米国)</p> <p>ビザ免除国からの渡航者に対し14ドル(1,550円)の申請料を徴収。</p>	<p>出国納付金: (韓国)</p> <p>航空・船舶による出国旅客に対して航空利用、船舶利用の区分により徴収。航空利用の場合10,000ウォン(980円)。</p>	<p>出国旅客税: (Passenger Movement Charge) (オーストラリア)</p> <p>航空・船舶による出国旅客に対して60豪ドル(5,030円)を課税。</p>
---	--	---

為替レート: 1米ドル = 111円, 1豪ドル = 83.9円, 100ウォン = 9.81円による。

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)

次世代の観光立国実現のための財源の検討

- ・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

要望の概要

増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について、受益と負担の適正なあり方や訪日旅行需要への影響を勘案しつつ、諸外国の取組も参考に検討を行う。

次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会について

〔観光庁資料より〕

次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会	
趣 旨	<p>近年、訪日外国人旅行者数は急速に増加しており、2016年には2,404万人に拡大した。また、これに伴い、2016年の訪日外国人旅行消費額は、3兆7,476億円となり、観光は、我が国の経済を支える産業へと成長しつつある。</p> <p>このような中、「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定。）においては、2020年に訪日外国人旅行者数を4,000万人、2030年にそれぞれを6,000万人等とする目標を掲げている。</p> <p>他方、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するためには、さらなる財源が必要となることから、新たな財源のあり方や確保策について、「次世代の観光立国実現に向けた財源のあり方検討会」を設置し、有識者による検討を行う。</p>
構成員	<p>秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージングディレクター 石井 至 有限会社石井兄弟社 取締役社長 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授 デービッド・アトキンソン 株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長 富田 哲郎 一般社団法人日本経済団体連合会 観光委員長 中空 麻奈 BNPパリバ証券株式会社 投資調査本部長 林 信光 株式会社国際協力銀行 代表取締役専務取締役 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授 吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授</p>
検討会 における 検討状況	<p>第1回 (H29.9.15)</p> <p>論点提示</p>
	<p>第2回 (H29.9.28)</p> <p>関係業界等からのヒアリング①（航空業界）</p>
	<p>第3回 (H29.10.5)</p> <p>関係業界等からのヒアリング②（地方自治体、旅行業界、宿泊業界、海運業界 等）</p>
	<p>その後の予定</p> <p>論点整理を経て、秋頃に中間取りまとめ</p>

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等

1 地方一般財源総額の確保等

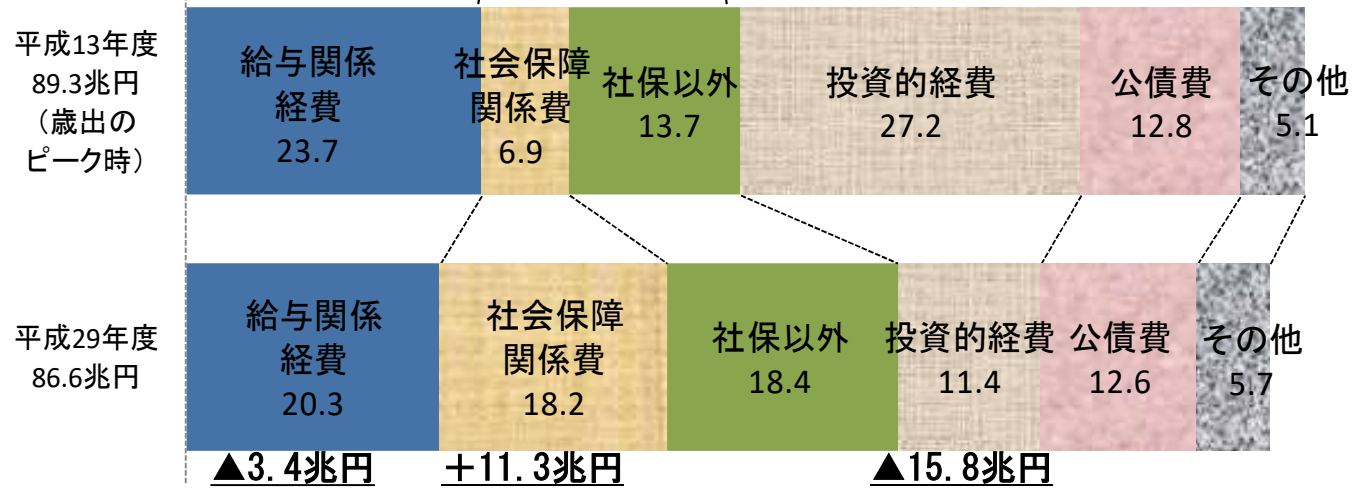
(略) また、平成30年度の概算要求では、地方一般財源総額は、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、仮置きの数値としつつ、社会保障関係費の増等を踏まえ平成29年度を0.4兆円上回る62.5兆円を確保するとされた。一方、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は20.5兆円で前年度比0.1兆円の増とされたが、地方交付税については、入口ベースでは前年度と同程度となっているものの、交付税特別会計剰余金の活用が見込めないことなどにより、出口ベースでは15.9兆円で前年度比0.4兆円の減とされ、臨時財政対策債については、4.6兆円で前年度比0.5兆円の増となっていることから、今回の地方財政対策は特に厳しい折衝となるものと考えられる。

平成30年度においては、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、上記のような地方財政の状況を踏まえ、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。特に、近年の様々な自然災害の多発、大規模化の状況を踏まえ、防災・減災対策のための事業費や、喫緊の課題である地方創生の事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

国を大きく上回る行財政改革の実施

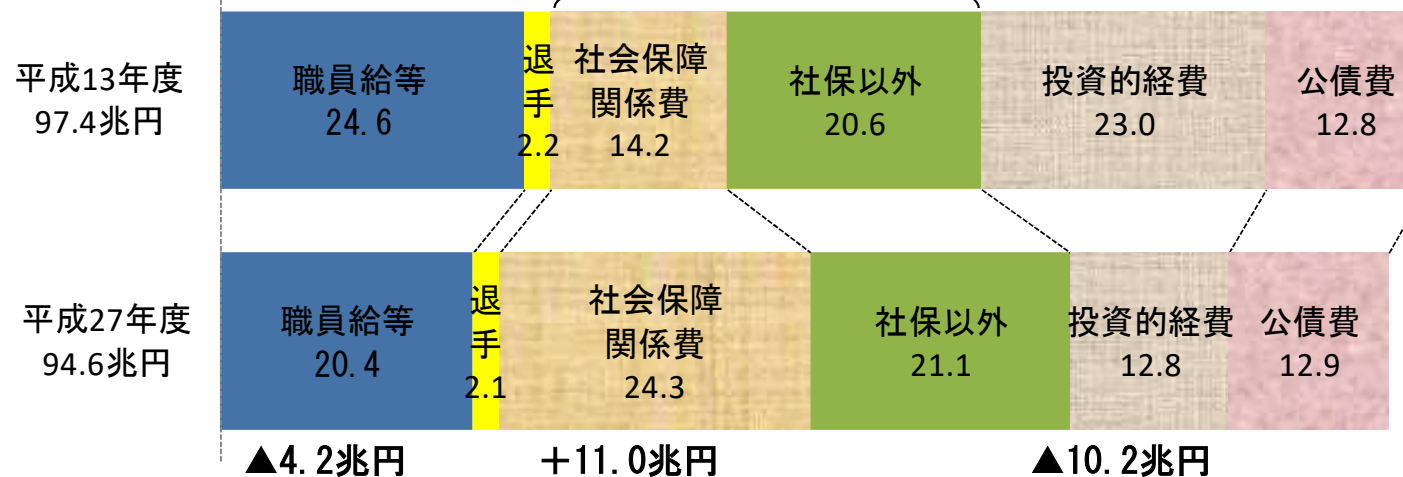
○社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減。

【地方財政計画の推移】一般行政経費



(注)内訳が公表されていない一般行政経費(単独分)に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】一般行政経費等



(注)社会保障関係費は、一般行政経費(単独分)相当分(乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み)を含む。なお、東日本大震災分を除いている。

地方財政計画(歳出)の推移

(単位:兆円)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H19
給 与 関 係 経 費	22.5	22.2	22.1	21.7	21.3	21.0	19.7	20.3	20.3	20.3	20.3	▲ 2.2
一 般 行 政 経 費	26.2	26.5	27.3	29.4	30.8	31.1	31.8	33.2	35.1	35.8	36.6	10.4
補 助 事 業	11.2	11.6	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	8.6
単 独 事 業	14.0	13.8	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	0.1
まち・ひと・しごと創生事業費									1.0	1.0	1.0	1.0
重点課題対応分										0.3	0.3	0.3
歳 出 特 別 枠		0.4	0.9	1.4	1.5	1.5	1.5	1.2	0.8	0.4	0.2	0.2
公 債 費	13.1	13.4	13.3	13.4	13.2	13.1	13.1	13.1	13.0	12.8	12.6	▲ 0.5
維 持 補 修 費	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	0.3
投 資 的 経 費	15.2	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	▲ 3.8
給与の臨時特例対応分							0.8					0.0
公 営 企 業 繰 出 金	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	▲ 0.2
不交付団体水準超経費	2.4	2.5	1.3	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	1.4	1.5	1.8	▲ 0.6
歳 出 合 計	83.1	83.4	82.6	82.1	82.5	81.9	81.9	83.4	85.3	85.8	86.6	3.5

※四捨五入により計が一致しないところがある

平成30年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし15.9兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 財源不足の補填については、平成29年度から平成31年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算（0.7兆円）を行う。
- (2) 平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税（地方団体への交付ベース）

15兆9,264億円＋事項要求	(H29	16兆3,298億円)
	(H29比	△4,034億円)
(参考) 一般財源総額見込み 62.5兆円程度	(H29	62兆803億円)

平成30年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円、%)

区分	29年度	30年度		特記事項		
		増減	伸び率			
歳出	給与関係経費	20.3	20.5	0.1	0.7	H29給与改定所要額(人事院勧告[H29.8.8])の増
	一般行政経費	36.6	37.2	0.6	1.8	社会保障費の増
	補助	19.8	20.2	0.5	2.4	
	単独	14.0	14.2	0.1	1.0	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.5	
	まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0	
	重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0	
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2	0.2	0.0	0.0	
	投資的経費	11.4	11.4	0.0	0.0	
	直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
	単独	5.6	5.6	0.0	0.0	
	その他	18.2	18.0	△ 0.1	△ 1.1	
	計	86.6	87.2	0.6	0.7	
うち一般歳出計	70.6	71.5	0.8	1.2		
歳入	地方税等	41.7	42.0	0.3	0.6	
	地方税	39.1	39.3	0.3	0.7	「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)による名目成長率等を用いて試算
	地方譲与税	2.6	2.6	△ 0.0	△ 0.8	
	地方交付税	16.3	15.9	△ 0.4	△ 2.5	
	国庫支出金	13.5	13.8	0.2	1.7	社会保障費の増
	地方債	9.2	9.7	0.5	5.7	
	臨時財政対策債	4.0	4.6	0.5	12.9	
	その他	5.9	5.9	0.0	0.0	
計	86.6	87.2	0.6	0.7		
うち「一般財源」	62.1	62.5	0.4	0.6		
うち(水準超経費除き)「一般財源」	60.3	60.6	0.3	0.5	(交付団体ベース)	

(注) 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。

(総務省資料をもとに作成)

平成30年度地方交付税算定基礎【概算要求時】

(単位:億円)

区分	平成30年度 当初要求額 A	平成29年度 当初予算額 B	増減額 (A-B)	増減率 C/B	
一般会計	国税4税の法定率分等 ①	141,735	141,385	350	0.2%
	所得税×33.1%	60,509	59,408	1,101	1.9%
	法人税×33.1%	39,035	41,014	△ 1,979	△ 4.8%
	酒税×50%	6,540	6,555	△ 15	△ 0.2%
	消費税×22.3%	40,250	38,218	2,032	5.3%
	(小計)	146,334	145,195	1,139	0.8%
	平成20、21、28年度補正予算精算分	△ 2,355	△ 2,355	0	0.0%
	前々年度国税決算精算分	△ 2,244	△ 1,455	△ 789	54.3%
	(小計)	△ 4,599	△ 3,809	△ 789	20.7%
	一般会計からの加算分 ②	12,719	12,958	△ 239	△ 1.8%
法定加算等	5,367	6,307	△ 940	△ 14.9%	
臨時財政対策特例加算	7,352	6,651	701	10.5%	
計(入口ベース) ①+②=③	154,454	154,343	111	0.1%	
特別会計	地方法人税の法定率分 ④	6,615	6,375	240	3.8%
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 4,000	△ 4,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 805	△ 820	15	△ 1.8%
	剰余金の活用 ⑦	0	3,400	△ 3,400	皆減
	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0%
	前年度からの繰越 ⑨	0	0	0	-
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	4,810	8,955	△ 4,145	△ 46.3%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩ ⑪	159,264	163,298	△ 4,034	△ 2.5%	

(注)平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

(総務省資料をもとに作成)

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等（続き）

1 地方一般財源総額の確保等

(2) 地方の基金残高の増加に係る対応

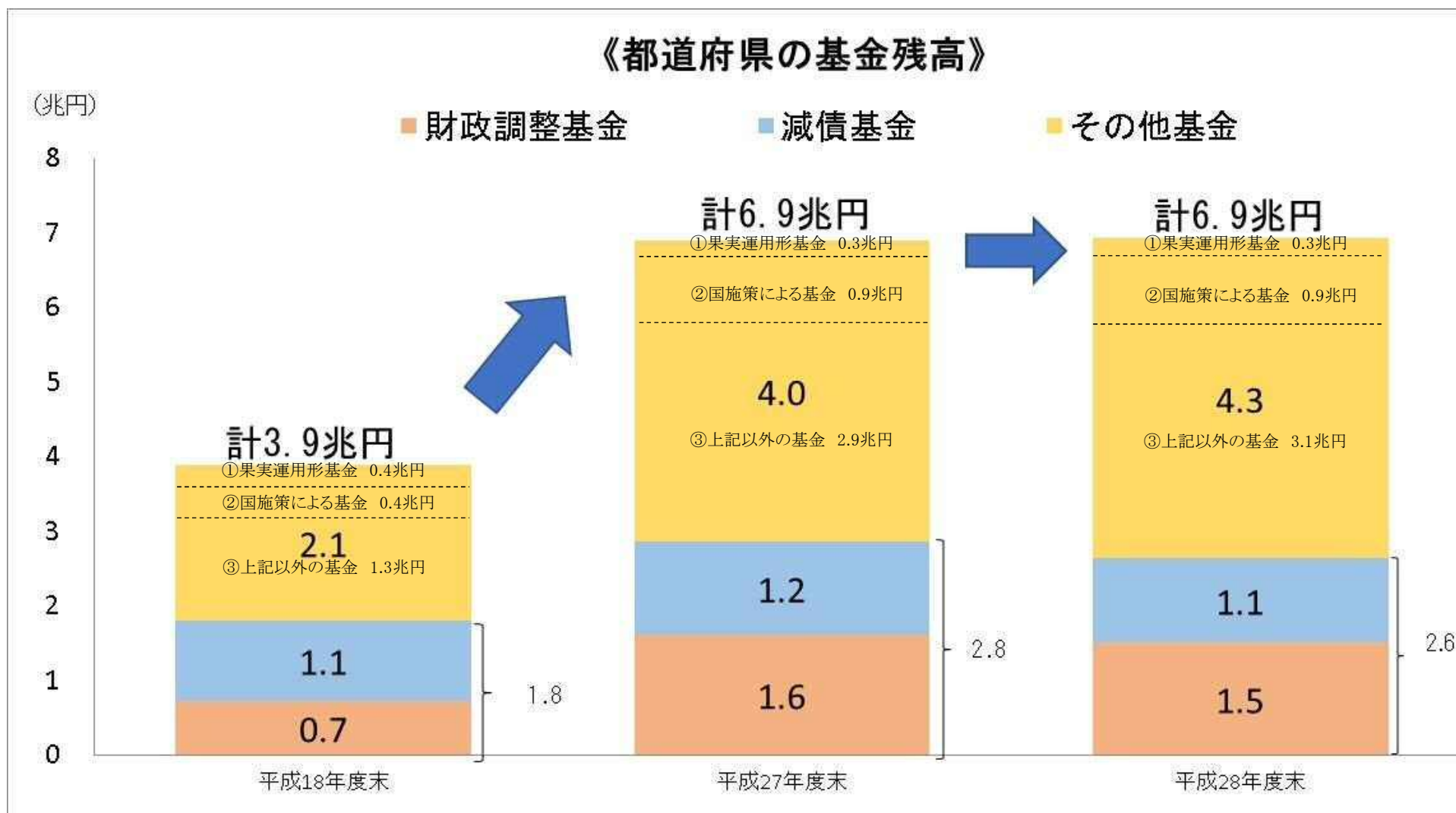
近年、財政調整基金をはじめとする基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。また、骨太の方針では、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」こととされている。

地方における近年の財政調整基金の増加は、地方では国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。各地方団体においては、地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で財政運営を行っているが、地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われないうまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できない。

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果①

○ 平成29年6月 全都道府県に対してアンケートを実施し、全ての都道府県からの回答を集計。

1. 各都道府県における基金の積立状況



(注) 東日本大震災関係の基金残高はその他特定目的基金から控除している。

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等（続き）

1 地方一般財源総額の確保等

(3) 歳出特別枠の実質的な堅持

(略) 地方歳出は、地方財政計画ベースでは歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであり、これまで特別枠が果たしてきた役割を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すべきである。

(5) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

平成30年度の概算要求において、交付税率の引上げについて事項要求されているところであるが、累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等（続き）

2 成長と分配の好循環等に向けた取組み

(2) 国土強靱化対策の推進及び多重・分散型国土軸の形成

（略）緊急防災・減災事業費については、地方が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、対象事業を拡充したうえで、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円が計上されたところであるが、国民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるために、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債については、地方の実情を踏まえ拡充するほか、国土強靱化と防災・減災を加速するための財源を当初予算において安定的・継続的に十分確保すべきである。

特に、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、耐震対策の重要性と緊急性を広く国民に対し、国により積極的かつ継続的に啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

（略）さらに、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業費については、地方において、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組みが本格化することから、対象施設を拡充のうえ、引き続き十分な財源を確保すべきである。

(3) 道路の整備促進等

平成29年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に定める国の負担又は補助割合のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう更なる拡充等の措置を講ずるべきである。26

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

1 消費税・地方消費税率引き上げの再延期に伴う対応等

(1) 社会保障に係る地方財源の確保

消費税・地方消費税率の引き上げによる増収分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施等の社会保障の充実や安定化などに充てることとされており、税率引き上げの再延期により、これらの施策は税率引き上げまでその財源を失うことになる。

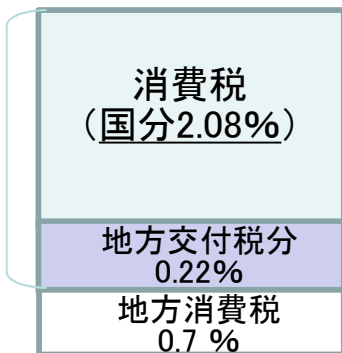
消費税・地方消費税率の引き上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

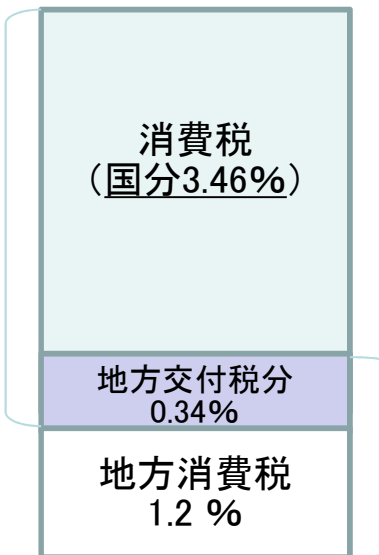
○消費税	6.3%	}	(地方分3.10%)	○消費税	7.8%	}	(地方分3.72%)
○国分	4.90%			○国分	6.28%		
○交付税分	1.40%			○交付税分	1.52%		
○地方消費税	1.7%			○地方消費税	2.2%		

消費税
2.3%



地方分
0.92%

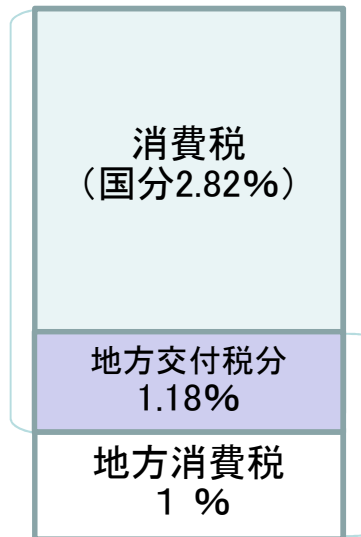
消費税
3.8%



地方分
1.54%

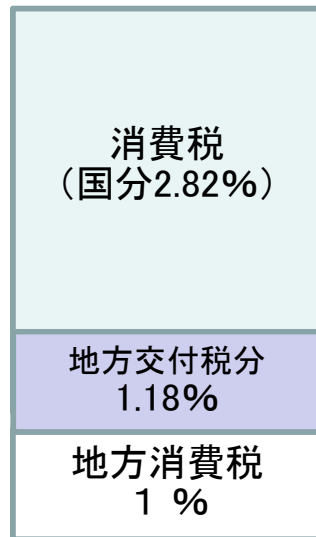
現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)

消費税
4%

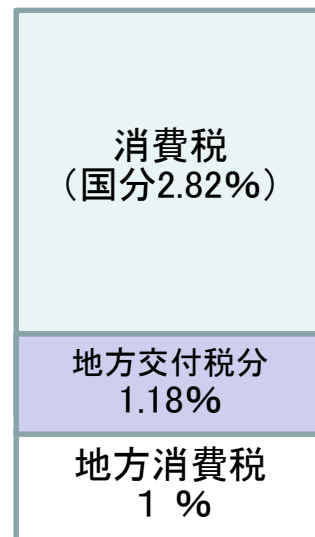


地方分
2.18%

消費税 (国分2.82%)



消費税 (国分2.82%)



消費税率(国・地方)5%時(～平成26年3月)

消費税率(国・地方)8%時(平成26年4月～)

消費税率(国・地方)10%時(平成31年10月～)

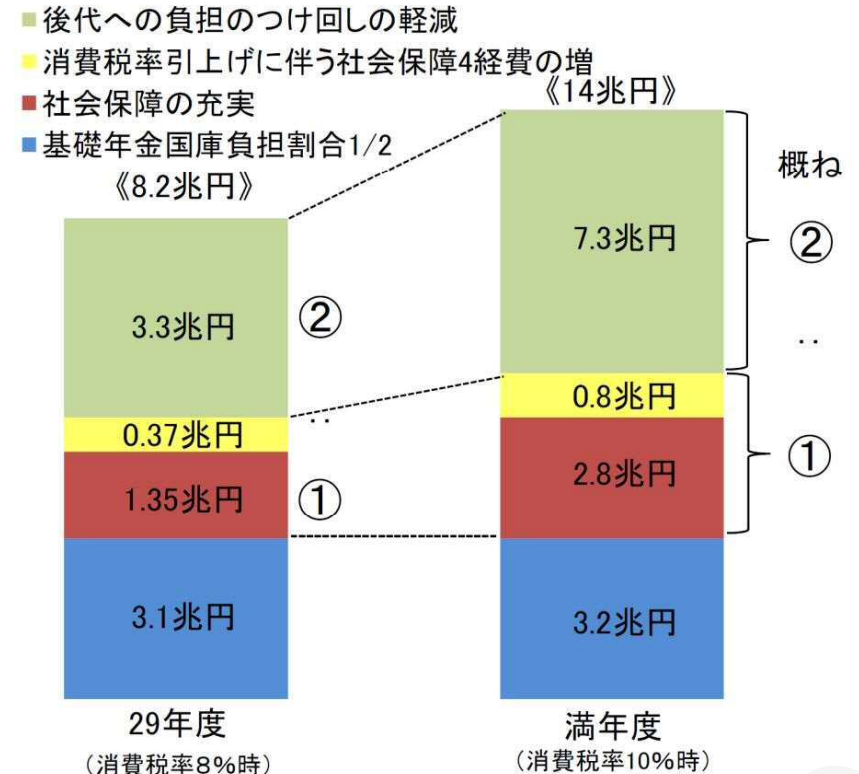
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費増収の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ 基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○ 社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○ 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○ 後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.3兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

Ⅲ 税制抜本改革の推進等（続き）

2 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の見直し

平成30年度税制改正に向けて、清算基準の見直しにあたっては、料理飲食等消費税等を整理統合して地方消費税が創設されたことや社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

地方消費税及び森林吸収源対策税制に関する検討会について

〔総務省資料より〕

	地方消費税に関する検討会	森林吸収源対策税制に関する検討会		
趣旨 (抜粋)	地方消費税の清算基準等について検討を進める。	市町村が主体となって実施する森林整備等に必要財源に充てるための森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行う。		
構成員	<p>(地方財政審議会委員)</p> <p>堀場 勇夫 会長 植木 利幸 鎌田 司 中村 玲子 宗田 友子</p> <p>(地方財政審議会特別委員) ◎は座長</p> <p>上村 敏之 関西学院大学学長補佐・経済学部教授 関口 智 立教大学経済学部教授 辻 琢也 一橋大学理事・副学長 中里 透 上智大学経済学部准教授 林 正義 東京大学大学院経済学研究科教授 ◎持田 信樹 東京大学大学院経済学研究科・研究科長／経済学部長 望月 正光 関東学院大学経済学部教授 吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授</p> <p>(地方公共団体関係者)</p> <p>石井 隆一 富山県知事(全国知事会地方税財政常任委員会委員長) 高橋 正樹 富山県高岡市長(全国市長会都市税制調査委員会委員長) 遠藤 栄作 福島県鏡石町長(全国町村会財政委員会副委員長)</p>	<p>(地方財政審議会委員)</p> <p>堀場 勇夫 会長 植木 利幸 鎌田 司 中村 玲子 宗田 友子</p> <p>(地方財政審議会特別委員) ◎は座長</p> <p>神山 弘行 一橋大学大学院法学研究科准教授 ◎小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 勢一 智子 西南学院大学法学部教授 土屋 俊幸 東京農工大学大学院農学研究院教授 林 宏昭 関西大学経済学部教授 諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授</p> <p>(地方公共団体関係者)</p> <p>村井 嘉浩 宮城県知事(全国知事会地方税財政常任委員会委員長) 本間 源基 茨城県ひたちなか市長(全国市長会都市税制調査委員会副委員長) 清水 雅文 愛媛県愛南町長(全国町村会財政委員会副委員長)</p>		
検討会 における 検討状況	第1回 (H29.4.25)	① 地方消費税の清算基準について(制度概要、最近の動向等) ② 自由討議	第1回 (H29.4.21)	① 森林吸収源対策税制について(検討経緯等) ② 自由討議
	第2回 (H29.6.2)	① 各種統計の現状 ② 過去の研究の概要 ③ 統計改革と地方消費税の清算基準の関係	第2回 (H29.5.9)	① 林野庁からのヒアリング
	第3回 (H29.6.23)	① 地方政府の付加価値税・売上税等に関する外国事例 ② カナダHSTの州への配分について	第3回 (H29.6.22)	① 論点の整理 ② 自由討議
	第4回 (H29.7.25)	① 統計による最終消費の捉え方	第4回 (H29.7.6)	① 論点の整理 ② 自由討議
	第5回 (H29.9.22)	① 論点の整理	第5回 (H29.8.8)	① 平成29年7月九州北部豪雨について ② 論点の整理 ③ 自由討議
	第6回 (日程調整中)	① 論点の整理	第6回 (日程調整中)	① 論点の整理
	今後の予定	秋頃 検討会としての取りまとめ	今後の予定	秋頃 検討会としての取りまとめ

地方消費税の清算基準の見直し

＜平成27年度改正における見直し内容＞

- ① サービス業に係る統計について、平成24年経済センサス活動調査に基づく調査に置き換えるとともに、事業者の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を除外する。
- ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口・従業者数ともに12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

＜平成29年度改正における見直し内容＞

- ① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
- ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

《27改正前》

《27改正後》

《29改正後》

指 標	ウエイト
「小売年間販売額(商業統計本調査)」 「サービス業対個人事業収入額 (サービス業基本調査)」 の合算額	75%
「人口(国勢調査)」	12.5%
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	12.5%



指 標	ウエイト
「小売年間販売額(商業統計本調査)」 「サービス業対個人事業収入額 (経済センサス活動調査)」 の合算額	75%
「人口(国勢調査)」	15%
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	10%



ウエイト
75%
17.5%
7.5%

第二 平成29年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

5 その他

(地方税)

(1) 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ①消費に相当する額の75%のウエイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」による「年間商品販売額」の欄の額を除外した額とする。
- ②消費に相当する額の25%のウエイトを占める人口及び従業者数について、その割合を3：2から7：3に変更する。

(注) 上記の改正は、平成29年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

第三 検討事項

- 14 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る

Ⅲ 税制抜本改革の推進等（続き）

3 森林吸収源対策のための税財源の確保

森林整備等については、これまで、各都道府県が林業技術職員等を育成・配置し、各地域において積極的な役割を果たしてきた経緯がある。平成29年度大綱に基づいて、国においては、森林所有者等に代わって間伐を実施する等の新たな業務を市町村の役割として位置づける方向で森林関係法令の見直しに向けた検討が進められているが、多くの市町村において、林業技術職員等の確保・育成・配置に時間を要することや森林整備の担い手不足等の課題に対応する必要があること等を踏まえれば、市町村が単独で新たな業務を実施する体制を早期に構築することができるかについては実務的な面を中心に課題が多いと懸念される。したがって、森林関係法令の見直しにあたっては、課題のある市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置づけるほか、市町村の求め等に応じて都道府県が当該事務の全部又は一部を代行することができる仕組みを導入するなど、これまでの経緯や市町村の実情を踏まえて新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化すべきである。また、森林環境税（仮称）については、個人住民税均等割の枠組みの活用を検討するのであれば、理念的には地方共同税的な性格を有するものと位置づけ、その税収について全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分担に応じて配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講ずるべきである。その際、住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、森林環境税（仮称）の用途については、地方の意見を踏まえて、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すべきである。

森林環境税(仮称)の制度設計に関するアンケート結果

○ 平成29年6月 全都道府県に対して調査を実施(全都道府県から回答あり)

(1) 都道府県及び市町村における林業技術職員数について (概数) (人)

	全市町村数	林業技術職員 配置市町村数	林業技術 職員数計	1団体あたりの 林業技術職員数
都道府県			7,788	165.7
市町村	1,741	69	193	0.1

(2) 市町村における林業技術職員の配置等森林整備体制について

- ・ 市町村主体で実施できるかは不安であり、市町村側の体制整備には一定の時間を要するのではないかと見込んでいる 43
- ・ 現時点で市町村主体で実施できるかは不安であるが、市町村側の体制整備も進むと見込んでいる 3
- ・ 市町村主体で十分実施できる体制が整備されるものとする 0

(3) 都道府県の役割について

- ・ 市町村の体制を勘案すると、森林整備全体の広域的または補完的役割など相当程度の役割の増加を想定 34
- ・ 民間による市町村の支援体制強化のコーディネートなど、一定の役割の増加を想定 5
- ・ 市町村の体制整備等により、都道府県の役割はほとんど変わらないと想定(現在の事務の範囲内) 0
- ・ その他(具体的な制度設計が明らかになっていない現段階において判断することは困難等) 8

(4) 都道府県の役割増加への対応について

- ・ 今後の森林関連法令の見直しにあたって、都道府県の役割を明確化するとともに、その役割に応じて森林環境税(仮称)の税収の一部を都道府県に配分するなど都道府県の税財源の確保につき適切な措置を講ずるべき 31
- ・ 森林関連法令の見直しにあたって、都道府県が市町村の役割を代行できることとするとともに、森林環境税(仮称)の税収を一旦都道府県に配分し、都道府県と市町村の協議等によりその用途を決定すべき 4
- ・ 森林環境税(仮称)の税収の全額を森林整備において新たな役割を担う市町村に配分すべき 2
- ・ その他(具体的な制度設計が明らかになっていない現段階において判断することは困難等) 10

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況

(平成28年11月30日現在)

H29.4.21
第1回森林吸収源
対策税制に関する
検討会資料より

- 地方団体では、課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている。
- 都道府県では37団体、市町村では1団体（横浜市）が実施。
- 対象税目・税率・使途等については、地方団体が住民の理解を得ながらそれぞれ独自に決定している。
〔税目〕個人住民税及び法人住民税
〔税率〕個人住民税均等割：年額 300円～1,200円を上乗せ（38団体）、個人住民税所得割に0.025%を上乗せ（1団体）
法人住民税均等割：年額 500円～270,000円を上乗せ（35団体）
- 税収規模：319.0億円（平成27年度決算額）

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
岩手県	1,000円	5.9億円	2,000円～80,000円	1.5億円	7.4億円
宮城県	1,200円	12.9億円	2,000円～80,000円	3.5億円	16.4億円
秋田県	800円	3.7億円	1,600円～64,000円	0.9億円	4.6億円
山形県	1,000円	5.4億円	2,000円～80,000円	1.2億円	6.6億円
福島県	1,000円	9.1億円	2,000円～80,000円	2.1億円	11.2億円
茨城県	1,000円	14.7億円	2,000円～80,000円	2.7億円	17.5億円
栃木県	700円	6.8億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.4億円
群馬県	700円	6.7億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.3億円
神奈川県	300円	13.3億円	—	—	38.9億円
	0.025% (所得割)	25.6億円	—	—	
富山県	500円	2.8億円	1,000円～80,000円	0.9億円	3.7億円
石川県	500円	2.8億円	1,000円～40,000円	0.9億円	3.7億円
山梨県	500円	2.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	2.7億円
長野県	500円	5.4億円	1,000円～40,000円	1.3億円	6.7億円
岐阜県	1,000円	10.0億円	2,000円～80,000円	2.0億円	12.0億円
静岡県	400円	7.9億円	1,000円～40,000円	1.9億円	9.8億円
愛知県	500円	18.6億円	1,000円～40,000円	3.8億円	22.4億円
三重県	1,000円	8.7億円	2,000円～80,000円	1.8億円	10.5億円
滋賀県	800円	5.4億円	2,200円～88,000円	1.6億円	7.0億円
京都府	600円	—	—	—	—
大阪府	300円	—	—	—	—
兵庫県	800円	20.1億円	2,000円～80,000円	4.4億円	24.5億円

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
奈良県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.7億円
和歌山県	500円	2.2億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.7億円
鳥取県	500円	1.4億円	1,000円～40,000円	0.4億円	1.8億円
島根県	500円	1.7億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.1億円
岡山県	500円	4.4億円	1,000円～40,000円	1.1億円	5.5億円
広島県	500円	6.6億円	1,000円～40,000円	1.8億円	8.4億円
山口県	500円	3.3億円	1,000円～40,000円	0.7億円	4.0億円
愛媛県	700円	4.3億円	1,400円～56,000円	1.1億円	5.4億円
高知県	500円	1.6億円	一律500円	0.1億円	1.7億円
福岡県	500円	11.0億円	1,000円～40,000円	2.7億円	13.7億円
佐賀県	500円	1.9億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.4億円
長崎県	500円	3.2億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.8億円
熊本県	500円	4.0億円	1,000円～40,000円	0.9億円	4.9億円
大分県	500円	2.6億円	1,000円～40,000円	0.7億円	3.3億円
宮崎県	500円	2.5億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.1億円
鹿児島県	500円	3.6億円	1,000円～40,000円	0.8億円	4.4億円
横浜市	900円	16.5億円	4,500円～270,000円	9.8億円	26.3億円
計	—	262.0億円	—	57.0億円	319.0億円

標準税率 個人県民税 均等割：年額1,500円、所得割：4%
(H28) 法人県民税 均等割：資本金等の額に応じ、20,000円～800,000円
個人市民税 均等割：年額3,500円、所得割：6%
法人市民税 均等割：資本金等の額に応じ、50,000円～3,000,000円

※個人道府県民税及び個人市民税については、復興財源確保のため、標準税率を各500円引き上げている。
※京都府及び大阪府は平成28年度から超過課税を実施しているため、税収の欄は「—」と記載。

Ⅲ 税制抜本改革の推進等（続き）

5 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、平成29年度大綱において「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」とされ、初めて今後の検討事項に位置づけられた。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

ゴルフ場利用税について

○ ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体及び : 都道府県が課税し、収入額のうち10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入した
交付団体 ゴルフ場が所在する市町村に交付
2. 納税義務者 : ゴルフ場の利用者
(18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税)
3. 税率 : 標準税率1人1日につき800円(制限税率: 1, 200円)
 ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。
 1人1日平均税額659円(非課税者を除く。)(H27年度の状況)
4. 税収額 : 475億円(うち市町村への交付額: 332億円)【平成27年度決算額】

○ ゴルフ場利用税に係る現行制度の堅持要望

- ・ 地方創生を推進するための財源が必要とされる中で、ゴルフ場利用税収の7割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源。
- ・ ゴルフ場所在市町村は、アクセス道路の維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政サービスを提供。ゴルファーの大多数が域外から来訪し、また、担税力のあることからその費用負担を求める仕組みは合理的。
- ・ 平成15年度に、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分に配慮。

○ 平成29年度与党税制改正大綱(H28.12.8 自由民主党・公明党)

第三 検討事項

- 15 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する

Ⅲ 税制抜本改革の推進等（続き）

7 地方税の電子申告・電子納税の推進

地方税における電子申告・電子納税は、納税者の利便性向上と地方団体等の事務負担軽減に資するものであり、今後一層の推進を図る必要がある。

電子申告については、全地方団体が対応しており、引き続き利用率の向上に取り組むべきである。

また、電子納税については、平成29年度大綱を踏まえ、納税者の利便性向上につながるよう、国や地方税電子化協議会を中心に、地方税の電子申告システム（eLTAX）の仕組みを活用した全地方団体で共同利用する共通電子納税システムの導入の準備を進めているところであり、その導入に必要な制度上の措置を講ずるべきである。その際、地方団体のガバナンスの下で、安全かつ確実に共同収納が実施されるよう、その運営主体（地方税電子化協議会）についても必要な制度上の措置を講ずるべきである。

「平成29年度税制改正大綱」(H28.12.8 自由民主党 公明党) <抜粋>

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

8 円滑・適正な納税のための環境整備

地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。

平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について (H29.1.23 総務省自治税務局) <抜粋>

第二 その他

(6) 電子納税の推進については、与党税制改正大綱の第一「基本的考え方」において、「地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。」とされたところであり、今後、(一社)地方税電子化協議会を中心に実務的な検討が進められる見込みであることから、その動向にご留意いただきたいこと。

9 軽油引取税の課税免除措置

今年度末に適用期限が到来する軽油引取税の課税免除措置については、既存の免除対象の事業活動への影響に十分配慮したうえで、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化された経緯等を踏まえ検討すること。

10 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、平成30年度の評価替えにあたって、土地の負担調整措置等について、近年の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、負担の公平化を図る観点から見直すとともに、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。なお、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、平成29年度大綱における記述のとおり、期限の到来をもって確実に終了すること。

10—航空機燃料譲与税の安定的確保〔削除〕